

保護者 各位

インフルエンザについてお知らせ

太田東保育園
園長 若林 照久

園児は、インフルエンザのため、学校保健安全法第19条により、他の人に感染させる恐れのある期間は登園できません。インフルエンザの登園できない期間の基準は下記のとおりです。

<インフルエンザの登園できない期間の基準>
「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで。」

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登園するようにしてください。また、登園にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、保育園へ提出をお願いします。(なお、医師の診断により5日を経過せず登園が可能となった場合は、治癒証明書の提出が必要となります。)

.....

保護者が記入

太田東保育園

インフルエンザにおける療養報告書

_____ ぐみ 氏名

1 診断を受けた医療機関： _____

2 診断日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (診断型：A型 B型 不明) ※いずれかに○をつけてください。

3 登園再開日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(登園再開には下記の出席停止期間の基準1と2の両方を満たす必要があります。)

※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

登園できない期間の基準	
1	発熱等の症状が出た日(発症日)を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。 ⇒ 発症日： _____ 月 _____ 日
2	解熱した日を0日とし、翌日から数えて3日を経過している。 ⇒ 解熱した日： _____ 月 _____ 日

上記のとおり相違ありません。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名 _____ 印